

令和8年6月18日（木曜日）

建設委員会

第5委員会室

出席委員

井上太良、塚本進介、川島淳良、駒田かすみ、
蔭山敏明、石見和之、松岡廣幸、高見千咲

欠席委員

白井義一

開会

9時55分

建設局

9時55分

職員紹介

9時55分

前回の委員長報告に対する回答

・手柄山平和公園駐車場料金の改定について、料金改定後も、駐車場の利用状況等を把握しながら、必要に応じた料金区分の見直しを行い、利用者の利便性向上に努められたいことについて

手柄山平和公園は、文化・スポーツ施設が集積する市内でも有数の観光地であり、またこれから周辺地域を含め、整備等により環境が変化することが見込まれている。それらに伴い、駐車場の利用についても変化することが想定されるため、状況を注視し、必要に応じて、適宜料金区分の見直しを行うなど、さらなる利便性の向上を図っていきたいと考えている。

付託議案説明

- ・議案第67号 契約の締結について（手柄山平和公園駐車場精算機改修等工事請負契約の締結）

報告事項説明

- ・第2期ほこみち制度について
- ・鹿谷橋（市道鹿谷59号線）の通行止め規制について
- ・次期姫路市無電柱化推進計画の策定について

質疑・質問

10時11分

（質問）

議案第67号、手柄山平和公園駐車場精算機改修等工事請負契約の締結について（以下「手柄山駐車場精算機改修等工事」という。）、工事期間中の駐車場はどのように取り扱うのか。また、工事期間はどのくらいなのか。

（答弁）

工事期間中は、当該駐車場を閉鎖する必要がある。

2か所ずつ精算機の更新工事を実施し、1回当たり約1か月半程度の期間を予定している。

（質問）

大規模なスポーツ大会やイベント開催時等に駐車場が不足するおそれはないのか。

（答弁）

公園利用者への影響を最小限にとどめるため、事前に手柄山平和公園内の各施設と調整を行い、決定している。工事期間中の駐車場閉鎖は必要だが、各駐車場の閉鎖に伴う駐車台数の減少が、各工事期間内で同程度となるよう配慮している。

（要望）

可能な限り利用者が使いやすい駐車場となるよう、全体的な視点から工事を進めてもらいたい。

（質問）

第2期ほこみち制度について、第1期の評価、当初目標の達成状況を説明してもらいたい。

（答弁）

第1期は、既存エリアの常設利用について一定の実績があったと判断している。

一方で、イベント利用は低調であり、市が期待したにぎわいの好循環や店舗売上の向上による新規出店の拡大は実現していない。

（要望）

第2期では、第1期で低調であったイベント利用についての改善策を盛り込んでもらいたい。

また、外国人観光客の増加など、第1期開始時とは異なる社会情勢の変化を踏まえ、観光面を含めた対応も検討してもらいたい。

（質問）

ほこみちエリア内で、閉店した店舗があったと思うが、原因は把握しているのか。

（答弁）

把握できていない。

（要望）

ほこみち制度による、にぎわいを期待していたが、そのエリア内でも閉店する店舗があるということは、その原因をきちんと調査する必要がある。

第2期において同様の事態が起こらないよう、実際の状況をしっかり把握してもらいたい。

（質問）

鹿谷橋(市道鹿谷59号線)の通行止め規制について、今後実施する橋の沈下の調査は、いつ頃に完了予定なのか。

(答弁)

契約工期は、余裕を持って11月末までを予定しているが、可能な限り早期に現地調査を行い、沈下の原因を究明した上で、次の対策方法の検討につなげていきたいと考えている。

(要望)

これから雨が増える季節となり、原因によっては、さらなる沈下の可能性もある。そうした点も含め、しっかりと調査を実施し、根本的な対策を検討してもらいたい。

(質問)

J R 手柄山平和公園駅開設後の手柄山周辺駐車場の利用状況を説明してもらいたい。

(答弁)

前年同時期と比較し、令和8年4月は約4%、令和8年5月は約21%の駐車台数の増加が見られるが、現在のところその原因は特定できていない。

(質問)

手柄山駐車場精算機改修等工事について、工事期間中は料金体系が異なる駐車場が混在することになるのではないかと。

(答弁)

工事が完了した駐車場から順次の料金改定を進めた場合、新旧料金が混在し、利用者に混乱が生じるおそれがある。

そのため料金改定は、まとまったブロック単位で、2回に分けて実施したいと考えている。

(質問)

無電柱化については、既に完了している箇所でも、当時の技術的制約等から複数の電柱が残り、景観を損ねている箇所がある。

次期姫路市無電柱化推進計画の工事に際しては、当該電柱への対応など、景観を意識した無電柱化の予定はあるのか。

(答弁)

城西12号線の無電柱化は完了扱いとなっている。議員指摘のとおり数本の電柱が残存しているならば、次期姫路市無電柱化推進計画の工事の際にそのような

箇所の状況を確認し、対応したいと考えている。

なお、無電柱化整備予定は4路線あり、そのうち3路線は緊急輸送道路、1路線はゾーン30の区間であり、現在のところ、景観を意識した無電柱化の予定はない。

(要望)

無電柱化は分かりやすい事例であり、1、2本の電柱を撤去することでも、景観が大きく改善される可能性がある。市単費での実施であっても、ぜひ検討されたい。

(質問)

鹿谷橋の通行止め規制について、調査が11月末までかかるということであるが、危険性は大きくないと判断しているのか。

(答弁)

ごく短期間に約13センチから15センチの沈下が確認されたことから、危険性は非常に高いと判断し、緊急的に通行止め規制をかけている。

議員指摘のとおり、調査に比較的時間を取っているが、事態の重大さを勘案した上で、しっかりと原因究明調査に時間を使いたいということで工期を設定している。

(質問)

委託はいつ行ったのか。

(答弁)

通行止め規制の翌日から調査項目の検討を進めていたが、初めての事案であり、契約に至ったのはつい最近である。

今後、同様の事案があれば、このたびの経験を生かし迅速に対応したいと考えている。

(質問)

線状降水帯による集中豪雨が発生すれば、橋が崩落する可能性もある。建設局として非常に高い危険性を判断しているものであり、市としての危機管理の観点から危機管理室も含めて対応すべきと思うが、連携は図れていたのか。

(答弁)

事案発生当日に危機管理室に連絡し、通行止め規制に係る助言を受けており、当初から緊密に連携を取ってきた。

原因究明の調査はこれからであるが、調査進捗やその結果についても、危機管理室と共有し、今後の対応

に生かせるようにしたいと考えている。

(質問)

危機管理室においても初めての事案で、建設局と一緒に右往左往したということはなかったのか。

(答弁)

危機管理室に通行止め規制について尋ねたところ、関係機関への連絡や防災無線への発信等についての迅速な助言を受けており、沈下を発見した当日に対応ができています。

(質問)

河川増水時の橋の崩落防止策などは、危機管理室と協議しているのか。

(答弁)

その点の協議はしていないため、今後協議していきたい。

(質問)

本来、梅雨や集中豪雨、台風等による河川が増水しやすい時期までに何らかの調査結果を出すべきであると思う。少なくともそれまでに、どのように対応するのかを地域に報告し、安心を届けてもらいたいがどうか。

(答弁)

本日の建設委員会の報告を踏まえて、来週には自治会長への情報提供と今後の対応等を説明予定である。

また、調査期間については、可能な限り短縮に努めていきたい。

(質問)

道路側溝の蓋の設置について確認したい。

例えば、歩行者が側溝に転落し負傷し、国家賠償法に基づく損害賠償請求がなされた場合、市が法的責任をどこまで持つのか説明してもらいたい。

(答弁)

道路側溝は、維持管理等の観点から、原則として蓋は設置していない。

蓋を設置するのは、車両乗入れ時等に個人負担での設置を承認する道路法第24条に基づく場合や交通量の多い市道において自治会等からの要望を受けた場合である。

仮に事故が発生した場合、道路側溝への蓋の設置が道路管理者の義務ではないため、被害者の納得が得られない場合は、最終的には裁判所による司法判断を仰

ぐことになる。

(質問)

他都市の事例や判例はどうか。

(答弁)

様々なケースがあるので一概には言えない。

(質問)

道路管理者の法的責任はどこまであるのか。

(答弁)

歩行者が安全に通行できるような構造物の築造は必要であるが、蓋の設置の法的義務はなく、国家賠償法に基づく損害賠償の判例も様々である。

(質問)

道路管理者として、安全性を高める必要がある場合は蓋を設置するということか。

(答弁)

全ての道路側溝に蓋を設置することは現実的ではないので、歩行者の導線上に側溝があるなどの安全性を高める必要がある場合に設置していくべきと考えている。

(質問)

法的な設置義務はなく、行政としては、地域住民等の危険回避のため、現地状況を勘案して設置するということなのか。

(答弁)

そのように認識している。

(質問)

本会議質問と重なるが、通学にＪＲ等を利用している学校もあり、保護者に確認したところ、安全な通学路があれば自転車でも通学できるとの意見を聞いている。

道路設計において、通学路としての安全性を確保する観点も持ってもらいたいがどうか。

(答弁)

各校区の地域特性及び交通状況が異なるため、地域住民及び学校関係者と協議した上で、可能な限りの必要な対策に取り組んでいきたいと考えている。

建設局終了

10時53分

【予算決算委員会建設分科会（建設局）の審査】

都市局

11時05分

職員紹介

11時05分

前回の委員長報告に対する回答

・路上駐車等の防止と交通の円滑化に向けた取組について、宅配ボックスの普及等により荷さばき時間の短縮が進みつつあるものの、依然として、路上で荷さばきを行う車両も数多く見受けられることから今後も警察との連携を図りながら路上駐車等の防止と交通の円滑化に向けた取組をしっかりと進められたいことについて

荷さばき車両の路上駐車は、交通の円滑化や安全確保の観点から、解決すべき課題であると認識している。

市として、引き続き、国が示す駐車場関連の施策を注視し、実情にふさわしい駐車施設附置条例の改正を検討していく。

また、路上駐車防止に向けては、警察をはじめとする関係機関との連携をさらに強化し、市民が安全かつ円滑に通行できる道路環境の維持・向上に取り組んでいく。

・民間事業者と連携した空き家対策の推進について、管理不全な空き家解消を主眼としているが、空き家が発生する多様な要因も分析し、その結果を踏まえた施策立案にもしっかりと取り組まれたいことについて

本市では、姫路市空家等対策計画に基づき各種施策を展開しており、令和7年度に、市内全域の空き家率、地域別分布、建物の老朽度など空き家等実態調査を実施している。

この調査結果をはじめ、総務省の令和5年住宅・土地統計調査等も踏まえ、空き家の発生要因と考えられる相続や遠隔居住、手続上の負担など、人や状況に関する要因についても、令和8年度に改定を予定している空家等対策計画に反映させたいと考えている。

報告事項説明

- ・姫路駅南西地区の土地区画整理事業について
- ・南西部地域における路線バスのあり方について

質問

11時15分

(質問)

姫路駅南西地区の土地区画整理事業について、町界と町名の変更が予定されているが、具体的にどのような変更であるのか。

(答弁)

南畝町、延末、東延末の3町が対象地区に含まれて

いる。町界は地形地物に応じて決定しているが、区画整理事業によって道路など地形地物の位置が変わるため、これに合わせて町界を変更する予定である。

なお、町界・町名の大幅な変更はしないことについて、3地区の自治会長には、了承を得ている。

(質問)

3地区の住民にどのような影響があるのか。

(答弁)

大幅な町界変更がないため、現在の町名は変わらないが、換地処分により新たな地番が割り振られるため、免許証や銀行などの住所変更が必要になる。

なお、市の内部システムは自動で変更されるため、手続は不要である。

(質問)

自治会の管理範囲が変わり、負担が増すことはないのか。

(答弁)

町界変更に伴い、各自治会が所管する防犯灯の管轄範囲が若干の変更はあるが、特定の町だけが電気代等を大きく負担するようなことがないよう、自治会間の調整を行っている。

(質問)

南西部地域における路線バスのあり方について、JRと山陽電車の間が公共交通の空白地帯であり、当該地域に集中した対策を実施するものと理解してよいのか。

(答弁)

当該地域は、北側にJR網干駅、はりま勝原駅及び英賀保駅が位置し、南側は山陽電鉄網干線が走っている。

路線バスは、姫路駅を起終点に運行しているが、JRと山陽電鉄の間を東西方向に併走しており、鉄道利用が多い一方で路線バス利用は低調である。

そのため、持続可能な路線バスのあり方として、神姫バスとともに地域の意見を伺い、今後の利用形態等について議論をしていきたいと考えている。

(質問)

南西部の見直し後、他の地域の路線バスについても見直しの検討を行うのか。

(答弁)

市内の路線バスは年間約1,300万人の利用があり、

利用が最も多いのは姫路駅周辺の区間である。

他地域においては、鉄道との役割分担の可能性等を慎重に検討する必要がある。

(要望)

バス路線の削減はやむを得ないのかもしれないが、バス路線が削減になれば、市のバス事業者への補助金も減るものとする。その際には、削減された補助金を高齢者のタクシー利用補助に充当することなどを検討してもらいたい。

(委員長)

南西部の路線バスは、広畑区・大津区の行政懇談会でも数年前から要望が上がっている。地域の要望をしっかりと聞いてもらい、行政・バス会社・地域の3者にとっての有益な形を実現し、当該地域の検討結果が、将来の公共バスの在り方のモデルケースとなることを期待する。

(質問)

J R 砥堀駅周辺の整備について説明してもらいたい。

(答弁)

J R 砥堀駅周辺の整備については、令和3年3月改定の鉄道駅整備プログラムにおいて、ロータリーなどの駅前広場と駐輪場の整備を行うこととしている。

令和8年度からの5年間で着手予定であるが、整備には駅周辺の用地取得が必要であるため、具体的な時期は、地元自治会等と今後協議を行いながら、検討する予定である。

(要望)

根本的には駅の位置を変更することも含め、J R としっかり打合せを行い、市の負担が少なくなるような形での整備を進めてもらいたい。

(質問)

市場跡地での新市立高校において、鉄道利用の需要見込みについて、教育委員会との情報の共有はしているのか。

(答弁)

山陽電鉄手柄駅については、現在、教育委員会と情報共有しつつ施設の配置計画及び周辺整備について協議しているところである。

現在の同駅には構内踏切があり、改札口が東側に位置している。新市立高校の生徒は東側の改札口を出た

後、西へ進むことになるため、西側に改札口を設置できないか山陽電鉄と協議を進めている。

また、同敷地内における駅前広場についても検討を進めている。

(要望)

安全確保について、今後の交通の流れの変化を踏まえたシミュレーションを実施しながら、しっかり取り組まれない。

(質問)

姫路東消防署の整備について確認したい。

工事受注業者が汚染物を発見し、当該業者が取引先の検査機関に検査依頼した結果、フッ素が検出されたという流れに間違いはないか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

業者の資料をそのままのみにして進めるのは納得がいかない。本来、市の環境政策室など専門部署に相談し、適切な判断を経て進めるべきではないか。

また、土壤汚染調査の必要がない面積であるにもかかわらず、1億円を超える工事費が生じた経緯に疑問を感じるがどうか。

(答弁)

工事現場で黒い土が確認され、担当者及び業者を含めて現地確認を行い、市で調査した結果、一部でフッ素汚染が確認されたため、残土を適切に処分する必要があるものである。

処分業者からの指摘が契機であったが、本来であれば環境政策室との協議を十分に行うべきであったと反省している。

今後、土壤汚染が疑われる案件は、法律の範囲外であっても、統一的な対応基準を庁内で定める必要があると考えている。

(質問)

(仮称) 荒川南小学校整備事業の入札について、要綱改正が令和8年3月30日に行われ、予定価格の事前公表ができるようになった。その後、4月3日に入札公告が行われているが、一般的な行政の運営として、告知期間が必要であったのではないか。

応札業者が2社のみという結果からも、公平性が担保されていたのか疑問であるがどうか。

(答弁)

近年、入札不調となる事案が多かったことから、開校時期を優先して要綱改正を行い、予定価格の事前公表を実施したものはあるが、国のガイドラインでも事後公表が望ましいとされている。

(質問)

営繕課として、天変地異等に見舞われることがない限り、現在の工程表で開校時期に間に合わせることができると考えているのか。

(答弁)

適正な工期を設定しており、令和10年1月31日の工期に間に合うよう進めていく。

懸念点は、学校建設地が区画整理事業区域であり、もともと田であった場所を建設発生土で埋めた造成地であることである。

万が一、問題が生じた場合は、速やかに教育委員会や環境政策室をはじめとした関係部署と協議するとともに、議会にも報告する。

(要望)

トップダウンでの決定よりも、現場が意見具申できるような体制であるべきと考えている。庁内でしっかりと意見交換を行いながら進めてもらいたい。

(質問)

令和7年度の工事契約は586件との報告を受けているが、営繕課の関わる工事件数はどの程度なのか。

(答弁)

172件である。

(質問)

営繕課に関わるには何か基準はあるのか。

(答弁)

住宅関係を除き、おおむね営繕課で工事を行っているが、PFI事業の場合、PFI事業の所管部署に職員配置がなされているため、当該部署で発注している。

(質問)

(仮称)荒川南小学校は令和10年1月、姫路東消防署は令和9年4月末の工期を予定しているとのことであるが、工期の決定権は誰にあるのか。

また、姫路東消防署は工期に間に合うのか。

(答弁)

所管部署からの要望を踏まえて必要な工期を算定しており、要望内容が実現困難な場合は、その旨を伝

えている。

なお、姫路東消防署については、土壌汚染調査等に時間を要するため、令和9年4月末の工期は困難と考えている。

(質問)

営繕課として市民に対する情報発信をどのように考えているのか。

(答弁)

基本的に所管課で対応すべきものであると考えている。

(質問)

姫路東消防署の工期遅延を考えると、もっとよい選択肢があったのではと考える。中止、縮減及び代替案の検討など時代に即した対応をすべきと思うがどうか。

(答弁)

公共施設の縮減をはじめ施設マネジメントについては、政策局を中心に対応している。

(質問)

物価高騰が続き、公共事業等における資材調達コストの上昇が続く中の工期延長について、営繕課としてどのように考えているのか。

(答弁)

工期が延長することにより、追加費用の増加は避けられないことから、可能な限り短期間で施工することが重要と考えている。

(質問)

現在本市は、新たなごみ処理施設の整備などの大規模な工事案件を複数抱えているが、その工期が長期化し、事業決定時の前提条件と大きく変わってしまった場合、市として当該事業の縮減等を考える必要があると考えている。

営繕課が持つ事業費のノウハウ等もあると思うが、考えを聞かせてもらいたい。

(答弁)

事業所管課が想定する事業費と営繕課の経験に基づく事業費が大きく乖離している場合、もちろん意見を伝えている。

また、事業中止等の判断は、政策局や所管課が判断すべきものと考えている。

(質問)

ひめじスーパーアリーナ等で大幅に事業費が上昇している事例があることから、事業費の上昇について一定の基準を設け、当該基準を超えた場合の対応を内部で規定することも必要と考えるがどうか。

(答弁)

中東情勢等の影響もあり、今後も物価上昇は続いていくと考えている。適切な金額で発注しても、工期延長や想定以上のインフレが生じることがあることから、事業所管課、契約課及び政策局を含めて引き続き検討していきたい。

(要望)

何らかの内規が必要だと考えており、その点を要望しておく。

(質問)

昨日の文教・子育て委員会において、(仮称)荒川南小学校は、人口推計に基づく校舎等の設計見直し等を行うものの、開校時期に間に合わないとの理由で体育館は当初設計のまま進めるとのやり取りがあった。

矛盾していると思うが、営繕課としてどのように考えているのか。

(答弁)

そのような議論があったことは聞いている。

基本設計の依頼を受けたときには、校舎は変更するものの、体育館は当初設計のままという内容であった。

開校時期が迫っており、営繕課が意見する余地が非常に少なかったというのが実感であるが、早期の相談があれば十分に調整できた部分もあったと思う。

なお、新市立高校開校に伴う山陽電鉄手柄駅の改築についても相当の準備期間が必要なため、早い段階から調整したいと考えている。

(要望)

営繕課としてしっかりと協議し、実現できないような工期のリスクをはっきり伝えてもらいたい。

(質問)

阿保の土地区画整理事業について、これまでインフレ、資材調達及び工期延長といった問題を指摘してきたが、現在の進捗状況について説明してもらいたい。

国の予算がつかず、事業が止まっていることはないのか。

(答弁)

そのような認識はない。

土地区画整理事業では、都市計画道路、河川、水路等の整備効果の高い箇所を優先して進めており、各年度に必要な予算額を把握して国への予算要望等を行い、事業を進めている。

現在のインフレ局面では事業期間の延伸が事業費の増嵩につながるため、いかに早く事業を完了できるかという点について、検討していきたい。

(質問)

移転補償額の算定について、合意形成の困難さは理解しているが、現在のインフレ局面での懸念事項を説明してもらいたい。

(答弁)

インフレ局面において、補償単価が物価上昇と同程度に上昇するかは分からない。

補償額については、仮換地への移転を強制するものではなく、建物の撤去のみであっても、補償額は満額支払っている。

相手方の事情は様々であることから、それぞれの事情を丁寧に確認しながら協議を進めていく。

(質問)

合理的な範囲内の高値で補償しても、おかしくないと思う。そのような認識を持ちながら、頻繁な査定や簡便な査定を実施しては、と考えるがどうか。

(答弁)

補助単価は毎年10月1日に更新されており、直近の単価を用いて算定した金額を提示している。

そのため、補償額に「幅」はなく提示金額そのものである。相手方に納得してもらえよう、誠心誠意、協議している。

(質問)

算定した補償額に合意を得られないまま数年が経過し、改めて査定を行えば再度費用が生じる。前回の単価を生かし、物価スライドなど簡便な方法を使用する仕組みを構築してもらいたいがどうか。

(答弁)

補償の算定基準が大きく変わらない場合に、単価を置き換えて対応する仕組みなどについて検討していきたい。

(委員長)

都市局には様々な局から依頼があり、その中には市民にとって関心の高い案件が数多くあると思う。

今後、適切な設計施工に取り組まれないと思うかどうか。

(答弁)

このたびの事案に係る反省点は、情報共有が十分にできていなかったことである。庁内でしっかりと情報共有できるよう取り組んでいきたい。

都市局終了 **12時30分**

休憩 **12時30分**

再開 **13時25分**

上下水道局 **13時25分**

職員紹介 **13時25分**

前回の委員長報告に対する回答

・議案第36号から議案第39号までの、上下水道局の所管に属する条例の一部を改正する条例について、有事の際には、的確かつ迅速に対応する必要があることから想定される課題を平時に十分検討し、市民生活の基盤である上下水道をしっかりと支えてもらいたいことについて

有事の際に他都市の指定業者を受け入れることについては、想定される課題や対応方針について姫路市管工事業協同組合とも協議を重ねているところである。受入れに当たっては、一定の要件や期限を設けた上で、市への登録制とすることや、市内業者の被災状況等を勘案しながら受入れの実施の有無を判断したいと考えている。

・夜間・休日に宅内配管で発生した漏水等の問合せ先について、緊急時に対応を急ぐ市民が悪質業者に付け込まれることがないように、上下水道局の夜間休日受付窓口の分かりやすい周知に努められたいことについて

ホームページでは、緊急時に必要な情報に市民がアクセスしやすくなるよう、掲載方法を改善している。

その上で、宅地内の修理は、姫路市指定給水装置工事業業者へ依頼してもらうこと、また悪質業者への注意喚起についてもより分かりやすく案内している。

また、広報紙やSNS等を活用した周知も進めており、水道管が凍結しやすい冬季など、時期に応じた情報発信をさらに強化していく。

報告事項説明

・受水槽に設置する非常用給水栓の設置基準の策定に

ついて

- ・水道メーターの盗難について
- ・ウォーターＰＰＰの進捗について
- ・下水道管路全国特別重点調査について
- ・下水道（雨水）事業の進捗報告について
- ・船津幹線（第2工区）下水道工事の施工に伴う上水道管破損事故について

質問 **13時51分**

(質問)

受水槽に設置する非常用給水栓の設置基準の策定について、非常によい取組であるが、市として積極的に推奨していくのか。

また、推奨するのならば、大規模施設の管理者へ補助を出す考えはあるのか。

(答弁)

災害発生時の応急的な生活用水として利用してもらうことで住民の安全安心に資する部分があると判断し設置基準を策定した。

しかしながら、衛生面等での課題があることから、住民自身で導入判断をしてもらいたいと考えており、積極的に導入を推奨しているものではない。

(質問)

水道メーターの盗難について、盗難場所付近に防犯カメラは設置されていたのか。

また、警察の捜査状況はどうか。

(答弁)

発生場所は全て公営住宅であり、防犯カメラは設置されていない。子どもの見守り目的のカメラ等での警察捜査は行われているが、犯人は見つかっていない。

(要望)

金属価格が高騰し、盗難のリスクがあるため、水道メーターの取り外し等の対策も今後検討されたい。

(質問)

下水道管路全国特別重点調査の調査結果にある、緊急度1及び緊急度2の案件について、対応スケジュール等の詳細を説明してもらいたい。

(答弁)

国では緊急度1は原則1年以内、緊急度2は5年以内に対策を実施するものとしており、現在、実施設計の発注準備を進めている。

(要望)

調査未実施の箇所でも同様の問題が見つかる可能性も念頭に置き、工期を調整してもらいたい。

(質問)

船津幹線(第2工区)下水道工事の施工に伴う上水道管破損事故(以下「上水道管破損事故」という。)

について、同時期に発生した建設局の鹿谷橋の通行止め規制の場合、発生日の午後には、当時副議長であった私に報告があった。上下水道局においても、水道メーターの盗難事案では、発生日翌日に電話連絡があったと思うが、本件はなぜ、今まで報告がなかったのか。

(答弁)

工事中には様々な事案が発生していることや大型連休を挟む期間で対応が円滑にできなかったことから報告が遅れたものである。

(質問)

速やかに対応方針や調査の進捗を報告してもらわなければ、議会でのチェックが不十分になるおそれがあるかどうか。

(答弁)

議会に報告すべき案件かの見極めが重要であり、このたびの件も踏まえて、適切な報告基準を検討したいと考えている。

(質問)

既設の上水道管が破損しており、上水道にも影響が及ぶ可能性がある。事態の重要性を把握した時点で速やかに報告してもらいたいがどうか。

(答弁)

報告の遅れは反省している。

現在、影響がある範囲を調査しており、報告ができる段階になれば速やかに行いたい。

(質問)

ウォーターＰＰＰの進捗について、実施方針(案)の事業者選定時評価項目として挙げている地域貢献に関する事項を定めるのは、市、民間事業者のどちらなのか。

(答弁)

民間事業者側から提案してもらうことを想定している。

(質問)

当該事項が地元企業の参画につながるかは、民間事業者の判断基準により、市が提示するものではないと

いうことか。

(答弁)

そのとおりである。

提案に基づいて評価するものである。

(要望)

提案が地元企業の参画に寄与するものであることに加え、市全体にとっても有益な内容であってもらいたい。

(質問)

ウォーターＰＰＰは、都市部の企業が受託し、地方の人材を安く利用するだけで、その利益が地方に還元されないといった話を仄聞する。

本市にとっても有益な内容となっているかを注視してもらいたいがどうか。

(答弁)

ウォーターＰＰＰ導入に向けた大手企業へのヒアリング調査においては、事業遂行するに当たって、地元企業の参画と業務実施が不可欠であるとの意見を聞いている。

(質問)

雨水対策における水尾川捷水路について、市もできる限りの対応をしていると思うが、県の整備の優先順位が高まらない印象がある。

市は、県の動きを待たざるを得ないのか。

(答弁)

水尾川捷水路は、雨水管理総合計画のⅠ期事業に定めているが、県のシールド管整備後に市の工事が入るため、県の状況を定期的に確認しながら工事時期を調整していきたい。

(要望)

県事業が進展した際に、市も遅延なく連携できるようタイミングを調整してもらいたい。

(質問)

上水道管破損事故については、現在進めている工事にどのような影響があるのか。

(答弁)

当初の計画上に水道管があったため、計画変更は避けられない。現在、敷設ルートの変更調査及び水道管の修繕方法の検討を行っている。

(要望)

引き続き適切に進めてもらいたい。

(質問)

上水道管破損事故について、イメージがしにくいので、詳細に説明してもらいたい。

(答弁)

破損した上水道管は、現在未使用であるが、将来的に使用予定があるため、復旧工事が必要である。当該管は 700 ミリの大口径管で、復旧には相当な費用を要する。

下水道工事は、統合事業の一環として、船津南部の集落排水を対象にしたものであり、現時点では市民に直接の影響はない。また管径 500 mm の推進工法であり、こちらも復旧には相当の費用を要する。

なお、土木コンサル業者が道路内の既設管の状況を事前調査し、図面化した上で工事を発注するプロセスとなっており、今後、事故原因の究明のため、本市、施工業者、設計業者の 3 者で協議し、費用負担を決定する予定である。

今後は、逐次、本委員会に報告しながら進めていきたい。

(質問)

先ほどよりは理解できたが、管路図面を掲載するなどももう少し分かりやすい報告資料を作成してもらいたいだろうか。

(答弁)

このたびの報告資料は、事故の原因や費用負担等、誰が責任を負うかという繊細な問題を含んでおり、現時点で判明している情報の範囲内で報告をしているが、今後は状況に応じ適切な内容を報告したいと考えている。

(要望)

責任問題に関わる部分は記載できないとのことであるが、事故発生日の速報ではないのだから、もう少し工夫してもらいたい。

(質問)

受水槽に設置する非常用給水栓の設置基準の策定について、3 階建て以上の建物が対象になるとのことであるが、市内にどの程度あるのか。

(答弁)

3 階建て以上の建物数は把握していないが、受水槽が設置されている建物は、約 3,000 か所ある。

(質問)

設置費用はどの程度なのか。

(答弁)

既存受水槽に設置する場合、工事費込みで数十万円程度である。

新規受水槽へ設置する際の取付け費用は、もう少し安価になると思う

(質問)

どのように周知するのか。

(答弁)

ホームページ等を予定している。

(質問)

本件は以前あった要望に対応したものか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

下水道事業の受益者負担金について、物価上昇が続いている状況であることから、債権を放置することなく、問題意識を持ってもらいたいだろうか。

(答弁)

受益者負担金は、下水道を接続しようとする人が土地の面積に応じて支払う負担金で、基本的には納付がないと工事を行わないものであり、徴収に困るような収入ではない。

(質問)

本来はその流れであるが、先に工事が行われ、市民が督促を受け続けている事例がある。何十年も経過しているものは、債権放棄を含めた対応も検討すべきではないか。

(答弁)

新在家地区の事例と認識しているが、当該地区では開発業者が道路・下水道を整備し、市には帰属していない。

通常、受益者負担金は土地所有者が支払った上で市が管理するが、当該地区は未納状態であるため、令和 8 年 2 月に説明会を開催し、負担金の支払い後に市が維持管理を行う旨の説明をしており、6 月中には負担金に係る通知を発送する予定である。

(要望)

当該事案については、職員の対応の丁寧さに課題があると感じている。しっかりと住民に対応してもらいたい。

(質問)

市長は3つのL I F Eとして、命に寄り添う市政を掲げているが、実際には災害対応が放置されているように感じている。

特に八家川の災害対応は平成28年から実施し、令和8年には完成すべきものが遅延している。県側の問題もあるとはいえ、市としても迅速に対応しなければならない。

また、大塩の日本下水道事業団の案件では、委員会への報告もなく、工期が遅延し、災害対応が後手に回っているが、どのように考えているのか。

(答弁)

八家川第6ポンプ場については、詳細設計は完了していたものの、その後の条件変化により計画見直しが必要となった。そのため、令和8年2月に地域での会合を実施し、方針の共有を行った。その結果、専門的な検討が必要な状況となったことから、日本下水道事業団やコンサルタントと協議を重ねながら、現在、契約に向けた準備を進めている。

大塩の案件については、建設委員会で年に1回程度進捗報告を行い、事業費や工期の変動について説明している。

(要望)

進捗報告がなされた委員会日時、どのような資料で報告をしたのか次回の委員会でしっかりと説明してもらいたい。市民の命を預かる事業に停滞は許されないものであり、その期間をどう捉えているのかも、併せて説明されたい。

上下水道局終了

14時53分

意見取りまとめ

14時53分

(1) 付託議案審査について

・議案第67号については、全会一致で同意すべきものと決定。

(2) 閉会中継続調査について

・別紙のとおり閉会中も継続調査すべきものと決定。

(3) 委員長報告について

・正副委員長に一任することに決定。

意見取りまとめ終了

14時55分

【予算決算委員会建設分科会の意見取りまとめ】

正副委員長退任挨拶

14時56分

閉会

14時58分